

令和7年3月

河内長野市議会定例会

議 案 書

別冊2（令和7年度各会計予算関係）

河 内 長 野 市

令和 7 年 3 月河内長野市議会定例会提出議案目次

議案第 29 号	令和 7 年度河内長野市一般会計予算		1
議案第 30 号	令和 7 年度河内長野市国民健康保険事業勘定特別会計予算		9
議案第 31 号	令和 7 年度河内長野市土地取得特別会計予算		14
議案第 32 号	令和 7 年度河内長野市部落有財産特別会計予算		17
議案第 33 号	令和 7 年度河内長野市介護保険特別会計予算		20
議案第 34 号	令和 7 年度河内長野市後期高齢者医療特別会計予算		24
議案第 35 号	令和 7 年度河内長野市水道事業会計予算		28
議案第 36 号	令和 7 年度河内長野市下水道事業会計予算		32

議案第 29 号

令和 7 年度河内長野市一般会計予算

令和 7 年度河内長野市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 44,425,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等（会計年度任用職員に係る職員手当等を除く。）及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市 税		11,867,550
	1 市 民 税	5,771,831
	2 固 定 資 産 税	4,453,782
	3 軽 自 動 車 税	247,051
	4 市 た ば こ 税	494,879
	5 入 湯 税	1,772
	6 都 市 計 画 税	898,235
2 地 方 譲 与 税		267,500
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	53,400
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	173,800
	3 森 林 環 境 譲 与 税	40,300
3 利 子 割 交 付 金		65,000
	1 利 子 割 交 付 金	65,000
4 配 当 割 交 付 金		153,600
	1 配 当 割 交 付 金	153,600
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		181,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	181,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		217,900
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	217,900
7 地 方 消 費 税 交 付 金		2,422,500
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	2,422,500
8 ゴルフ場利用税交付金		21,300
	1 ゴルフ場利用税交付金	21,300
9 環 境 性 能 割 交 付 金		71,100

一般会計

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	71,100
10 地 方 特 例 交 付 金		75,301
	1 地 方 特 例 交 付 金	74,400
	2 新型コロナウイルス感染症対策 地方税減収補填特別交付金	901
11 地 方 交 付 税		8,590,000
	1 地 方 交 付 税	8,590,000
12 交通安全対策特別交付金		12,700
	1 交通安全対策特別交付金	12,700
13 分 担 金 及 び 負 担 金		228,285
	1 負 担 金	228,285
14 使 用 料 及 び 手 数 料		677,765
	1 使 用 料	348,511
	2 手 数 料	329,254
15 国 庫 支 出 金		9,453,079
	1 国 庫 負 担 金	7,076,920
	2 国 庫 補 助 金	2,343,690
	3 委 託 金	32,469
16 府 支 出 金		3,731,741
	1 府 負 担 金	2,643,253
	2 府 補 助 金	804,606
	3 委 託 金	283,882
17 財 産 収 入		285,864
	1 財 産 運 用 収 入	136,228
	2 財 産 売 払 収 入	149,636

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
18 寄 附 金		1,010,000
	1 寄 附 金	1,010,000
19 繰 入 金		1,840,414
	1 特 別 会 計 繰 入 金	62,705
	2 基 金 繰 入 金	1,777,709
20 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
21 諸 収 入		491,801
	1 延滞金、加算金及び過料	6,000
	2 市 預 金 利 子	600
	3 貸 付 金 元 利 収 入	74,049
	4 受 託 事 業 収 入	33,382
	5 雑 入	377,770
22 市 債		2,759,600
	1 市 債	2,759,600
歳 入 合 計		44,425,000

一般会計

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		296,051
	1 議 会 費	296,051
2 総 務 費		5,857,406
	1 総 務 管 理 費	4,887,356
	2 徴 税 費	515,666
	3 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	231,157
	4 選 挙 費	102,801
	5 統 計 調 査 費	96,160
	6 監 査 委 員 費	24,266
3 民 生 費		21,314,978
	1 社 会 福 祉 費	11,652,143
	2 児 童 福 祉 費	7,014,937
	3 生 活 保 護 費	2,647,898
4 衛 生 費		3,353,588
	1 保 健 衛 生 費	1,655,548
	2 清 掃 費	1,698,040
5 労 働 費		20,148
	1 労 働 諸 費	20,148
6 農 林 業 費		557,964
	1 農 業 費	247,840
	2 林 業 費	310,124
7 商 工 費		381,729
	1 商 工 費	381,729
8 土 木 費		3,192,949

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 土 木 管 理 費	39,421
	2 道 路 橋 梁 費	928,555
	3 河 川 費	282,059
	4 都 市 計 画 費	1,882,061
	5 住 宅 費	60,853
9 消 防 費		1,528,227
	1 消 防 費	1,528,227
10 教 育 費		4,995,691
	1 教 育 総 務 費	436,119
	2 小 学 校 費	1,024,444
	3 中 学 校 費	462,735
	4 社 会 教 育 費	816,105
	5 保 健 体 育 費	2,256,288
11 災 害 復 旧 費		103,000
	1 農 林 施 設 災 害 復 旧 費	8,000
	2 公 共 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	95,000
12 公 債 費		2,773,269
	1 公 債 費	2,773,269
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出 合 計		44,425,000

一般会計

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市 税 納 税 通 知 書 等 作 成 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 ~ 令 和 8 年 度	17,838千円
ポスター掲示場作製・設置・撤去等業務委託料等	令 和 7 年 度 ~ 令 和 8 年 度	20,008千円
美加の台放課後児童会整備工事設計業務委託料	令 和 7 年 度 ~ 令 和 8 年 度	12,870千円
保 健 計 画 策 定 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 ~ 令 和 8 年 度	5,930千円
観 光 案 内 所 賃 借 料	令 和 7 年 度 ~ 令 和 9 年 度	5,122千円
市 立 小 学 校 (千 代 田 ・ 高 向) ト イ レ 整 備 工 事 設 計 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 ~ 令 和 8 年 度	7,400千円
市立西中学校トイレ整備工事設計業務委託料	令 和 7 年 度 ~ 令 和 8 年 度	4,000千円
美加の台地区施設一体型小中一貫 教育推進校整備工事設計業務委託料	令 和 7 年 度 ~ 令 和 8 年 度	59,000千円
新学校給食センター整備運営事業CM業務委託料	令 和 7 年 度 ~ 令 和 8 年 度	14,808千円

第3表 地方債

起債の目的	限度額 (千円)	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法				
				区分	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	償還の方法	そ の 他
D X 推 進 事 業	2,000	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、 利率見直 し方式で 借入れる 資金につ いて、利 率の見直 しを行っ た後にお いては、 当該見直 し後の利 率)	政 府 地方公 共同体 金融機構 銀 行 その他	30	5	元利均等 又は 元金均等 年賦 又は 半年賦償 還	市財政の 都合によ り据置期 間及び償 還期限を 短縮し、 又は繰上 償還もし くは低利 に借換え することが できる
市有施設改修事業	55,400							
(仮称)南花台 中央公園整備等事業	115,500							
保育所等整備事業	57,600							
上水道施設安全 対策事業出資債	31,900							
滝畑ダム機器 更新事業	5,100							
農道整備事業	67,900							
農業用施設 整備事業	6,700							
農地整備事業	1,100							
林道整備事業	9,400							
地域活性・交流 拠点整備事業	19,800							
橋梁整備事業	33,900							
市道等整備事業	407,200							
河川等整備事業	254,700							
都市公園整備事業	43,400							
消防施設整備事業	30,500							
防災施設整備事業	6,300							
小学校整備事業	200,700							
滝畑ふるさと 文化財の森 センター整備事業	12,200							
市民総合体育館 改修事業	28,400							
学校給食施設 整備事業	1,269,800							
農林施設 災害復旧事業	5,100							
公共土木施設 災害復旧事業	95,000							

一般会計

議案第 30 号

令和 7 年度河内長野市国民健康保険事業勘定特別会計予算

令和 7 年度河内長野市国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 11,739,311 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることが出来る事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等（会計年度任用職員に係る職員手当等を除く。）及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国 民 健 康 保 険 料		2,054,146
	1 国 民 健 康 保 険 料	2,054,146
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1,001
	1 手 数 料	1,001
3 府 支 出 金		8,532,993
	1 府 補 助 金	8,532,993
4 財 産 収 入		1,200
	1 財 産 運 用 収 入	1,200
5 繰 入 金		1,133,889
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,101,924
	2 基 金 繰 入 金	31,965
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		16,081
	1 延滞金、加算金及び過料	3,000
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	13,080
歳 入 合 計		11,739,311

国民健康保険事業勘定特別会計

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		219,287
	1 総 務 管 理 費	128,426
	2 徴 収 費	90,621
	3 運 営 協 議 会 費	240
2 保 険 給 付 費		8,285,227
	1 療 養 諸 費	7,191,128
	2 高 額 療 養 費	1,042,684
	3 移 送 費	500
	4 出 産 育 児 諸 費	25,011
	5 葬 祭 諸 費	8,250
	6 精 神 ・ 結 核 医 療 給 付 費	17,604
	7 傷 病 手 当 金	50
3 納 付 金		2,987,736
	1 医 療 給 付 費 分	2,146,868
	2 後 期 高 齢 者 支 援 金 等 分	648,794
	3 介 護 納 付 金 分	192,074
4 保 健 事 業 費		230,761
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	174,909
	2 保 健 事 業 費	55,852
5 基 金 積 立 金		1,200
	1 基 金 積 立 金	1,200
6 公 債 費		100
	1 公 債 費	100
7 諸 支 出 金		10,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 償 還 金 及 び 加 算 金	10,000
8 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		11,739,311

国民健康保険事業勘定特別会計

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納 付 書 等 作 成 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 ~ 令 和 8 年 度	6,000千円

議案第 31 号

令和 7 年度河内長野市土地取得特別会計予算

令和 7 年度河内長野市土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 117,684 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		28,386
	1 財 産 運 用 収 入	28,386
2 繰 入 金		59,297
	1 繰 入 金	59,297
3 諸 収 入		1
	1 市 預 金 利 子	1
4 土 地 開 発 基 金 借 入 金		30,000
	1 土 地 開 発 基 金 借 入 金	30,000
歳 入	合 計	117,684

土地取得特別会計

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 土 地 開 発 費		30,000
	1 公 共 用 地 取 得 費	30,000
2 公 債 費		87,684
	1 公 債 費	87,684
歳 出 合 計		117,684

議案第 3 2 号

令和 7 年度河内長野市部落有財産特別会計予算

令和 7 年度河内長野市部落有財産特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

河内長野市長 西野 修平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 財 産 収 入		470
	1 財 産 運 用 収 入	470
2 繰 入 金		330
	1 基 金 繰 入 金	330
歳 入	合 計	800

部落有財産特別会計

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		800
	1 総 務 管 理 費	800
歳 出 合 計		800

議案第 33 号

令和 7 年度河内長野市介護保険特別会計予算

令和 7 年度河内長野市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 13,331,607 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることが出来る事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第 3 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,000,000 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 4 条 地方自治法第 220 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等（会計年度任用職員に係る職員手当等を除く。）及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和 7 年 2 月 28 日提出

河内長野市長 西野 修平

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保 険 料		2,504,083
	1 介 護 保 険 料	2,504,083
2 使 用 料 及 び 手 数 料		618
	1 手 数 料	618
3 国 庫 支 出 金		2,837,093
	1 国 庫 負 担 金	2,185,427
	2 国 庫 補 助 金	651,666
4 支 払 基 金 交 付 金		3,280,780
	1 支 払 基 金 交 付 金	3,280,780
5 府 支 出 金		2,445,174
	1 府 負 担 金	1,612,893
	2 府 補 助 金	832,281
6 財 産 収 入		1,200
	1 財 産 運 用 収 入	1,200
7 繰 入 金		2,262,426
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,947,855
	2 基 金 繰 入 金	314,571
8 諸 収 入		233
	1 延滞金、加算金及び過料	51
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	181
歳 入 合 計		13,331,607

介護保険特別会計

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		1,064,525
	1 総 務 管 理 費	141,065
	2 徴 収 費	31,905
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	129,989
	4 介 護 施 設 等 整 備 事 業 費	761,566
2 保 険 給 付 費		11,687,143
	1 サ ー ビ ス 等 諸 費	11,687,143
3 地 域 支 援 事 業		520,024
	1 地 域 支 援 事 業	520,024
4 基 金 積 立 金		1,200
	1 基 金 積 立 金	1,200
5 公 債 費		500
	1 公 債 費	500
6 諸 支 出 金		52,215
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	2,500
	2 繰 出 金	49,715
7 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出	合 計	13,331,607

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納 付 書 等 作 成 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 ~ 令 和 8 年 度	3,405千円

議案第34号

令和7年度河内長野市後期高齢者医療特別会計予算

令和7年度河内長野市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,898,368千円と定める。

2 歳入歳出予算の款、項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることが出来る事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等（会計年度任用職員に係る職員手当等を除く。）及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月28日提出

河内長野市長 西野 修平

第 1 表

歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位: 千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		2,420,439
	1 後期高齢者医療保険料	2,420,439
2 使用料及び手数料		101
	1 手 数 料	101
3 繰 入 金		477,721
	1 一 般 会 計 繰 入 金	477,721
4 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
5 諸 収 入		106
	1 延滞金、加算金及び過料	101
	2 市 預 金 利 子	1
	3 雑 入	4
歳 入 合 計		2,898,368

後期高齢者医療特別会計

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		61,857
	1 総 務 管 理 費	39,573
	2 徴 収 費	22,284
2 広 域 連 合 納 付 金		2,834,511
	1 広 域 連 合 納 付 金	2,834,511
3 予 備 費		2,000
	1 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		2,898,368

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
納 付 書 等 作 成 業 務 委 託 料	令 和 7 年 度 ～ 令 和 8 年 度	4,000千円

議案第 35 号

令和 7 年度河内長野市水道事業会計予算

(総則)

第 1 条 令和 7 年度河内長野市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	48,058	戸
(2) 年 間 給 水 量	9,940,000	m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	27,233	m ³
(4) 主要な建設改良事業		
配水施設等改良事業	1,042,261	千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収 入	
第 1 款	水道事業収益	2,456,539	千円
第 1 項	営 業 収 益	1,884,522	千円
第 2 項	営 業 外 収 益	572,015	千円
第 3 項	特 別 利 益	2	千円
		支 出	
第 1 款	水道事業費用	2,346,651	千円
第 1 項	営 業 費 用	2,284,114	千円
第 2 項	営 業 外 費 用	52,535	千円

第3項 特別損失 2 千円

第4項 予備費 10,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額769,438千円は当年度分消費税資本的収支調整額85,888千円及び損益勘定留保資金683,550千円で補てんするものとする。）。)

収 入

第1款 資本的収入 677,327 千円

第1項 企業債 472,000 千円

第2項 他会計負担金 7,700 千円

第3項 工事負担金 104,524 千円

第4項 一般会計繰入金 42,093 千円

第5項 固定資産売却代金 10 千円

第6項 基金収入 1,000 千円

第7項 長期貸付金返還金 50,000 千円

支 出

第1款 資本的支出 1,446,765 千円

第1項 建設改良費 1,125,446 千円

第2項 企業債償還金 320,319 千円

第3項 投資 1,000 千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	西之山 配水場 更新工事	2,760,000 千円	令和7年度	54,000 千円
				令和8年度	478,000 千円
				令和9年度	942,000 千円
				令和10年度	389,000 千円
				令和11年度	897,000 千円

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	日野浄水 場薬品注 入設備更 新及び管 理本館外 壁等改修 工事	830,000 千円	令和7年度	0 千円
				令和8年度	220,000 千円
				令和9年度	610,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道施設 整備事業	472,000 千円	証書借入 又は 証券発行	3.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借入れる政府資金 及び地方公共団体金融 機構資金について、利率 の見直しを行った後 においては、当該見直し後 の利率)	借入先の融資条件 による。 ただし、水道財政そ の他の都合により 繰上償還又は低利 に借り換えること ができる。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次

のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 214,025 千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、86,145千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、16,765千円と定める。

令和7年2月28日提出

河内長野市長 西野 修平

議案第36号

令和7年度河内長野市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和7年度河内長野市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 汚水整備人口	91,581	人
(2) 年間有収水量	8,583,340	m ³
(3) 年間下水道管布設延長	2.2	km
(4) 主要な建設改良事業		
公共下水道、浄化槽整備事業	559,370	千円
下水道長寿命化対策事業	415,137	千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	下水道事業収益	3,031,056	千円	
第1項	営業収益	1,586,764	千円	
第2項	営業外収益	1,444,291	千円	
第3項	特別利益	1	千円	
		支	出	
第1款	下水道事業費用	3,029,931	千円	
第1項	営業費用	2,767,653	千円	

第2項	営業外費用	259,277 千円
第3項	特別損失	1 千円
第4項	予備費	3,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額944,776千円は当年度分消費税資本的収支調整額52,125千円、損益勘定留保資金892,651千円で補てんするものとする。）。

収 入

第1款	資本的収入	2,127,027 千円
第1項	企業債	1,445,488 千円
第2項	他会計出資金	322,087 千円
第3項	他会計借入金	50,000 千円
第4項	国庫補助金	263,385 千円
第5項	府補助金	553 千円
第6項	負担金及び分担金	45,504 千円
第7項	固定資産売却代金	10 千円

支 出

第1款	資本的支出	3,071,803 千円
第1項	建設改良費	1,021,585 千円
第2項	固定資産購入費	280 千円
第3項	企業債償還金	1,999,938 千円
第4項	他会計借入金償還金	50,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
河内長野市水洗便所改造工事資金融資 あつせんに伴う金融機関に対する損失 補償	融資実行日から 償還完了日まで	回収不能元金、利息 及びその延滞利息
河内長野市下水道施設包括的管理業務	令和7年度から 令和17年度まで	2,650,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の 方法	利 率	償還の方法
公 共 下 水 道 整 備 事 業	480,900 千円	証書借入 又は 証券発行	4.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借入れる政府 資金及び地方公共団 体金融機構資金につ いて、利率の見直しを 行った後においては、 当該見直し後の利率)	借入先の融資条件に よる。ただし、下水道 財政その他の都合に より繰上償還又は低 利に借り換えること ができる。
流 域 下 水 道 整 備 事 業	59,800 千円			
浄 化 槽 整 備 事 業	54,300 千円			
資本費平準化債	487,600 千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、600,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 9 条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 1 4 2 , 7 7 3 千円

(他会計からの補助金)

第 1 0 条 一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、6 4 7 , 0 6 8 千円である。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

河内長野市長 西野 修平